

みなさまの事業継続を支援するため水道光熱費を補助します！

# 黒潮町事業者経営サポート給付金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い影響を受けた事業者を支援するために、運営する事業所又は店舗で当該事業を行うために要した水道光熱費の一部を補助する「黒潮町事業者経営サポート給付金」事業を実施します。

## 給付対象経費

令和3年5月から令和3年9月までの間で町内の事業所又は店舗において、当該事業に要した水道料金、電気料金、ガス料金、燃料費※

※ボイラー、ストーブ等の器具に熱を得るための燃料費に限ります。



## 給付金額

裏面の(3)に該当する月に要した給付対象経費の10/10(上限額:200万円)

※ 事業所又は店舗が住居と共用で、経費の明確な区分ができない場合の給付率は1/2とします。

## 提出書類

- ① 黒潮町事業者経営サポート給付金給付申請書兼請求書
- ② 黒潮町事業者経営サポート給付金に係る誓約書兼同意書
- ③ 売上額の減少に該当した令和3年の月及びその比較した月別の事業収入が分かるもの(売上台帳、帳簿等、月ごとの売上額を確認できるもの)の写し
- ④ 令和元年又は令和2年の事業収入の額が確認できるもの(令和元年又は令和2年分の確定申告書等)の写し

※起業した時期によって提出書類が変わるため、同封の実施要綱をご確認ください。

- ⑤ 給付対象経費の支出が分かる領収書又は請求書若しくは利用明細の写し
- ⑥ 申請者名義の預貯金通帳の写し
- ⑦ 申請者が個人事業者の場合は、各種身分証明証の写し(免許証など)



## 提出先

黒潮町役場 佐賀支所 海洋森林課商工係 ☎55-3115  
本庁 産業推進室 産業推進係 ☎43-2113

## 申請期限

令和4年2月28日(月)まで

## 対象者

次の(1)から(6)のすべてを満たす個人事業者等

(1) 町内に事業所又は店舗を有する個人事業者又は中小企業者

※ 農業、林業及び漁業などの一次産業や建設・建築業、医療・福祉サービス、公的要素が高い事業(銀行や郵便局、農協、漁協ほか)などは対象外

(2) 令和3年4月1日以前に起業し、当該事業を継続していること。  
また、給付金の受給後も当該事業を継続する意思があること。

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年5月から9月までの間で、月ごとの売上額が、令和元年又は令和2年の同じ月の売上額と比較して、**20パーセント以上減少**していること。

※ **令和2年5月2日以降に起業した方**については、令和2年5月から令和3年4月までの間で、起業した月から連続する5か月の月平均売上額(期間が5か月に満たない場合は、その間の月平均売上額)と比較し20パーセント以上減少していること。

(4) 事業収入の額が、次の①から④までの区分に応じて定めた額以上であること。および補助対象事業に係る売上額がその額の2分の1以上を占めていること。

①平成30年12月31日以前に起業した方

→ 令和元年又は令和2年の事業収入の額が**300万円以上**であること。

②平成31年1月1日から令和2年1月1日までに起業した方

→ 令和元年又は令和2年の事業収入の額が**150万円以上**であること。

③令和2年1月2日から同年5月1日までに起業した方

→ 起業した月から連続する12か月の事業収入の額が**150万円以上**であること。

④令和2年5月2日から令和3年4月1日までに起業した方

→ 起業した月から令和3年4月までの事業収入の額が**月平均12万5千円以上**であること。

(5) 黒潮町暴力団排除条例に規定する暴力団員等に該当しないこと。

(6) 町税等を滞納していないこと。